

○議長（川崎和夫君） 7番 竹島貴行君。

○7番（竹島貴行君） 竹島貴行です。今議会で私が行う最後の質問となりますが、まず初めに、この4年間、村長をはじめとして村当局の皆さんには、住民サービス向上のため、そして村の発展のためという私の思いを受けとめ、ご指導、ご協力を賜りましたことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、前村長で、これまでの村の発展に多大な功績を残された松田秀雄さんが、去る2月13日未明に亡くなりました。そして、3月3日には舟橋会館で盛大にお別れの会が執り行われ、その功績を認める多くの方が遺徳をしのび、献花にご参列をされました。ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。

さて、それでは質問に入りたいと思います。私は3つの質問を通告しておりますが、しっかりとわかりやすく答弁をいただきますよう、お願い申し上げます。

まず、洪水ハザードマップの改定事業について質問をさせていただきます。

冒頭に皆で黙禱をささげましたが、本日は東日本大震災発生から8年目の日となりました。今も多くの被災された方々が苦悩を抱えながら生活されている現実を多数報道がなされております。そうした災害の姿を念頭に質問を続けます。

平成31年度の新規事業として、洪水ハザードマップの改定事業が予算計上されております。これは、昭和24年6月に洪水または高潮に際し、水による災害を警戒とともに防御し、水害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として制定された水防法という法律が平成29年に改正されたことにより、平成20年に村が立山町と共同で作成したハザードマップを、千年に一度程度の想定し得る最大規模の降雨量を用いた新基準で、国土交通省や県の管理河川沿岸の浸水想定区域図を用いて、今回も立山町と共同で作成するものです。

皆さんのほうに資料として水防法の改定概要につきまして、つけさせていただいております。これを見ていただければ、どのようにこの法律が改定されるのか、どのような趣旨なのか、あらかたわかると思います。

そこで質問ですが、1、平成20年に作成された洪水ハザードマップは、何年に一度の洪水または降雨量を想定して作成された物なのか答弁願います。

当時の洪水ハザードマップに、この点の記載が見当たりません。当時のハザードマップはこういった物であります（実物を示す）。これは各家庭に配布をされましたマップであります。また皆さん見ていただければと思います。

次に、2番目、平成20年の洪水ハザードマップを見ると、立山町のエリアが広い
ため、舟橋村エリアが小さく、見にくいと感じていました。今回もなぜ立山町と合同で
作成する必要があるのか。作成するなら、舟橋村単独の洪水ハザードマップにすれば見や
すく、わかりやすいと思うのですが、合同で作成する理由をお尋ねします。

(実物を示す) 以前作成されましたマップでは、大概、地図は立山町がメインに見え
ます。舟橋村は、ほんのこの一角であります。これを見やすくつくっていただければと
いうふうに思います。

それから、3番目、千年に一度程度の想定し得る最大規模の降雨量を想定した洪水ハ
ザードマップは、舟橋村民に提示する資料として、住民に避難場所の周知や危険への注
意喚起を促す以外、どのような意味や効果、目的があるのでしょうかお尋ねします。

4番目、高台の少ない平たんな地形の舟橋村で、千年に一度程度の想定した降雨量の
場合、水が落ちつくまでは相当の濁流等が発生し、住民を安全かつ迅速に避難させるの
は非常に困難と思われませんが、どのように対処しようとするのかお尋ねします。

国土交通省の図によりますと、大体発生から30分でもう一面が洪水になるというふ
うに示されております。

5番目であります、財政運営の厳しい舟橋村においては、甚だしい想定をもとにし
た洪水ハザードマップを作成するより、予算を防災・減災対策や災害対応に振り向け、
住民の安全確保対策を検討すべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

この防災・減災対策に役立つと思われる資料ですが、私は、当局にこのような物を1
年ほど前にお渡ししております(実物を示す)。これは、九州北部豪雨のときに、非常
に甚大な災害がありましたが、その後の対応をどうすべきといったものが取りまとめら
れた資料であります。また、ご興味のある方は、この震災がつなぐ全国ネットワークと
いう、そういうNPOがあります。そこに問い合わせをいただければ、資料は手に入る
かと思います。

次に、在宅医療について質問します。

これまで舟橋村の1次医療圏として在宅医療を担っていた舟橋クリニックが今月末で
閉院されると聞いています。要因は院長の高齢化が大きなものと、先ほどの答弁でも一
応出ておりました。舟橋村の地域医療拠点は今後も必要であり、継続されるべきものと
考えております。この考えにおきましては、先ほど村長から、これについては今後も取
り組んでいくという答弁がありました。

舟橋クリニックは、村長も承知されているとおり、前村長の松田秀雄氏が尽力され、無医村であった舟橋村に1次医療圏の拠点として誘致、開院を実現されたものでした。

金森村長の代になって常備消防が実現し、救急医療サービスが向上したことにより、1次医療圏と救急医療が連携して2次医療圏へつなげる仕組みとなってきました。在宅医療について、現在は中新川エリアをカバーするたてやまつぎ在宅ネットワークシステムがあり、村の包括支援センターと連携し活動がなされていることは承知していますが、システムの案内を見る限り、末期がん患者さんの診療や胃ろう管理、気管切開管理等11種類の内容で行われているのが現状であります。それは、主に重度療養患者さんを対象とし訪問診療を行うことを目的とされています。一般的な地域診療ではありません。

今後、舟橋村の医療サービスの充実を図るため、在宅医療を地域の事情に合った柔軟な内容に幅を広げていただくことをネットワークに期待するとともに、舟橋クリニックのような一般診療を担う地域診療の拠点確保が必要であると考えます。この答弁につきまして、また同じような答弁になるかと思いますが、よろしくお願いします。

今の地域診療におきましては、先ほど明和議員、森議員からも質問があり、答弁されましたが、聞いていて感じましたことは、今この時代の変化とともに、診療内容、地域医療の内容が変わってきているという現実があるかと思えます。これについて、どのように柔軟に取り組んでいけるかということが大きな課題かというふうに思います。

次に、特別職報酬についての質問を行います。

村長が特別職報酬審議委員会に諮問されて、議員、村長、副村長、教育長の報酬額増額が妥当であると委員会で認められたことが新聞報道され、住民の高い関心を生んでおります。

議員報酬につきましては、ほかの議会で生じた政務活動費不正問題と絡め報道がなされ、殊さら住民の皆さんの関心が高まったと考えられます。

しかし、議員報酬につきましては、舟橋村議会議員の報酬がほかの地方議会議員に比べ低いという現実と、議員のなり手不足の改善につなげる思惑、そして議会の会期が現実増えていること等が理由として増額の妥当性が答申されたと報道されています。また、村長については、業務の拡大による報酬増額が妥当であるとの答申がなされたと報道されましたが、副村長や教育長についての増額理由は報道されていません。

私自身、報酬増額について住民の皆さんから説明を求められることもありますが、増

額されることの妥当性について、金額の根拠や理由の説明をわかりやすく、詳しくはできない状況であります。

そこで、住民の皆さんに、より理解し納得いただくために、委員会へ諮問された村長自ら、ご自身の報酬も含め、この場で直接説明いただくことが最善の方法と考えた次第であります。

特別職報酬審議委員会へ村長がどのように諮問され、委員会が妥当であると答申した金額の根拠についても説明をいただき、村長に報酬についての所見もお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 7番竹島議員のハザードマップに関するご質問にお答えをします。

近年全国各地で水害が頻発、激甚化する中、国土交通省では、施設では防ぎ切れない大洪水は発生するものとの考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフトが一体となった水防災意識社会再構築ビジョンの取り組みを国管理河川を中心に進めてきました。

平成29年の水防法の一部改正では、水防災意識社会再構築ビジョンの取り組みを中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、関東・東北豪雨のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしております。

本村では平成20年度に、50年に一度の想定で、白岩川流域で24時間総雨量が233ミリという降雨量を想定したハザードマップを立山町と共同で作成いたしました。立山町とは、常願寺川、栃津川及び白岩川の流域を同じくし、川上・川下の関係から共同で作成することで、学識経験者の見解を広域的に集約できることや、費用面でも経費を節減することができるため、新年度に実施するハザードマップの改定も同様に立山町と共同で作成することが適当であると考えております。

洪水浸水想定区域図は、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示するためのものです。洪水浸水想定区域が公表された場合、市町村は、水防法第15条に基づき、市町村地域防災

計画に洪水浸水区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するとともに、これらについてハザードマップを作成し、住民に周知しなければならないとされております。

洪水ハザードマップは、自分の住む地域の水害に対する危険度を知っていただくとともに、災害時に住民自らが避難活動を行うために必要な情報を提供しております。大雨による河川の増水は、地震と違い、徐々に危険度が増す災害であります。テレビやラジオ、インターネット等で情報収集することで危険度を知り、早目に避難することで危険を回避することができます。

ご指摘のとおり、平たんで高台の少ない本村におきましては、千年に一度の降雨が発生した場合は、住民の皆さんを迅速かつ安全に避難させることは非常に困難を極めるものと認識をしております。

激しい雨の場合には雨の音が大きく、広報車や防災無線の呼びかけが聞こえないこともあります。こうしたことから、日ごろから防災に関する備えを自ら行い、自ら避難経路を決めておくなど、ハザードマップを活用した避難計画を立てておくことが大切であると考えております。

テレビやラジオで、直ちに身を守る行動をとってくださいという報道がなされてからどうするかを考えていては、回避できる災害から逃れることもできなくなります。大雨による災害発生のおそれがある場合には、早くから情報を収集し、災害が発生する前に安全な場所へ避難していただくことが重要であると考えております。

避難場所については、災害の発生状況により異なります。村外であるかもしれません。そういったことも含めて、情報の伝達を迅速かつ的確に行うことが必要であると考えております。また、情報の伝達方法につきましても、サイレン音等を活用するなど、より伝わりやすい方法を検討していくことも重要なことだと考えております。

一人一人が災害に向き合い、日ごろから意識を高め、受け身ではなく、住民自らが災害に立ち向かえるよう、行政といたしましても、広報、啓発、訓練等を通して村民の皆さんと一緒に災害と向き合っていきたいというふうに考えております。

また、防災対策に予算を振り向けるべきとのご意見でございますが、本村といたしましても、防災対策について有効かつ適正な予算配分を行い、より一層安心・安全なまちづくりに努めてまいり所存でございます。

具体的な例を申し上げますと、かねてから竹島議員からも要望のあります白岩川の洪

水対策についてであります。これにつきましては、特別養護老人ホームふなはし荘を福祉避難所として指定していることから重要な課題だと認識しており、現在も県議会議員を通じて県に働きかけをしておりますし、土木部長に対して要望書の提出も行っております。

今後も実現に向け継続的に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（川崎和夫君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 7番竹島議員の在宅医療についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、1次医療圏とは、住民の使用頻度が高い一般的な診断や治療を提供できる区域のことでありまして、1単位は1市町村となりますので、舟橋村自体となります。しかし、村民の医療実態は、近隣市町での医療機関使用頻度が非常に高くなっていることが実態であります。

次に、2次医療圏とは県が指定するものであり、疾病の予防から入院治療まで地域住民ニーズをカバーする区域を示すことでありまして、本村は、富山市、上市町、立山町、滑川市とともに、富山医療圏に属することになっております。

また、在宅医療は、医師や看護師、理学療法士などの医療従事者が、自宅や老人福祉施設など患者の住居を訪問して行う医療活動のことです。具体的には、医師が訪問して診察や経過観察を行う訪問診療、看護師が訪問してケアを行う訪問看護、理学療法士や作業療法士が行う訪問リハビリテーションがあります。

国では、超高齢化社会における医療のあり方といたしまして、高齢者の方が病院外で診療や介護を受けることができる在宅医療を推進する方針が示されているところであります。

本村のことで言うならば、その中核となります機関は、先ほど竹島議員も話しされましたけれども、中新川郡医師会をはじめ、かみいち総合病院、訪問看護ステーション、中新川広域行政事務組合、立山町、上市町、舟橋村で構成する「たてやまつるぎ在宅ネットワーク」のことであります。

現在、中新川郡医師会、かみいち総合病院を中心といたしまして、退院後の高齢者の在宅医療が地域包括ケアというシステムの中で遂行されておりますので、ご指摘をされました舟橋クリニック閉院によりまして、本村の在宅医療に与える影響は少ないものと考えております。

一方、明和議員、森議員のご質問にも答弁いたしました。本村には、富山地方鉄道以外にバスなどの公共交通手段がないことでもあり、将来的には高齢者の増加が見込まれますので、村内に診療所の必要性は十分認識しておりますので、今後とも診療医師の誘致に努めてまいり所存であります。

次に、特別職等の報酬についてのご質問にお答えしたいと思います。

1889年、明治22年であります。市町村制が始まり、今年はちょうど130年を迎えますが、舟橋村は平成の大合併の際も合併することなく、独立独歩の道を歩んでまいりました。

この間、舟橋村の人口推移は、昭和50年の1,386人を最高にいたしまして、昭和56年4月には1,348人に減少したのであります。平成元年からの人口増施策が実を結びまして、平成22年には人口は3,000人を超え、平成27年には国の地方創生政策の地方版となります。本村の人口ビジョン、総合戦略を策定、その平成32年目標人口3,119人を昨年の11月1日に2年前倒しで達成することができたのであります。

一方、村議会では、昨年の12月定例議会で、議員定数を1名削減するという議員提案が可決されました。その背景には、過去2度にわたっての選挙は無投票であり、議員は村民の皆さんの投票で選ばれるというのが当然であるという認識と、若い方々も台頭してもらいたいということ、これらのことから議員の資質の向上にも通じるということで議員提案として議会在自ら身を切る改革を実施されたのであります。

一方、県内では、現在、平成の市町村合併も終えんとなりまして、ご承知のとおり、15の市町村が基礎自治体としてふさわしいそれぞれの施策に取り組んでおるところであります。

この実態を捉え、本村といたしましても、地方自治法の本旨に基づき、それぞれの施策に取り組んでおる自治体の一つであります。15の市町村の一員としてふさわしい報酬というものは当然考えられるべきでなかろうかということ。今回、時機を迎えている認識のもとに諮問したわけでありまして。

額の設定に当たりましては、皆さんも購読されていると思いますけれども、富山県市町村新聞にも掲載されております。そういった額を見ただけですと、舟橋村の特別職等に至っては、格段の差があり過ぎることでもあります。

そういった観点から、それぞれの職務にふさわしい額にすべきでなかろうかというこ

とで、今回の審議会に諮問したところであります。

当審議会の答申では、村の人口増対策や子育て施策において成果が上がっていること、自治体機構のスリム化を計画しており、今後村長の業務が増えることもあわせて考慮し、諮問額のとおり増額することは妥当であると判断をいただいたところであります。

また、副村長につきましては、平成19年に就任以来、同額であり、周辺自治体と比較しても低額であることから、諮問額のとおり増額することは当然であること。教育長については、制度改正により教育委員長とあわせた形の教育長となったことで職責が上がり、周辺自治体と比較しても低額であることから、諮問額のとおり増額することは妥当であると判断されたのであります。

次に、議員報酬につきましては、前回の審議会では、議会活動の取り組み状況、成果を見極めた上で、適宜増額を検討していくのがよいと考えるという意見を付して同額とする旨の答申でありましたが、その後、委員会制度の導入により、議員活動の時間が大幅に増えたこと、議会広報の発行等で傍聴者を増やす努力を行い、インターネットによる議会傍聴の成果も上がってきていること、さらに昨年末の議会において議員定数の削減という身を切る改革を実施し、議員の資質向上にも努めていることに加え、今後さらに勉強会や研修会を実施し、積極的で責任感のある仕事をしていただくとともに、インターネットによる議会中継、委員会による審議を今後さらに発展させ、村民から関心が高い議会となるような議会改革を推進し、本村の議会が抱える課題のなり手不足の解消と議員のモチベーションを上げるためにも、諮問額のとおり増額することが妥当であると判断されたのが今回の答申内容であります。

この答申を真摯に受けとめ、当議会におきまして、舟橋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定をお願いするものであります。

私は、これまで以上に職務の責任を感じ、さらに村勢発展のために、これまで以上に努めてまいるということを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 竹島貴行君。

○7番（竹島貴行君） まず、ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

まず最初に、ハザードマップについて、再度お聞きしたいと思います。

なぜ今回洪水ハザードマップを立山町と合同で行うかという理由であります、以前も合同でつくったからというふうな、そういう答弁だったかと思えます。

私は、そこはちょっと納得できるものではありません。先ほども、平成20年につく

りました洪水ハザードマップを見ますと、非常に見づらいつ。本当に、何というか、立山町の一部に舟橋村があるような、そういうイメージでハザードマップが作成されていると。これを、舟橋村村民のためにこのハザードマップをつくるのであれば、もっとわかりやすい、そういうマップにすべきであるというふうに申し上げました。当村も一応予算を組んでこのハザードマップ事業に取り組んでいくわけでありますので、その点、当村を主体とした、そういうマップにさせていただきたいというふうに考えるところであります。

それと、国から千年に一度の洪水を想定したというふうな、そういう指針が示されておりますが、じゃ、なぜこの千年に一度という、そういうものに従わなければならないのか。舟橋村の状況を考えますと、もっと頻度を下げてもいいんだらうというふうに思うわけであります。

ちなみに、参考でありますが、常願寺川の堤防におきましては、あの堤防は100年から150年に一度の洪水に耐えられる物として築造されております。これが千年に一度になりますと、堤防がもつわけはありません。その前にどこかで必ず破堤というか、堤防の決壊が起きます。甚大な被害に至るわけであります。

白岩川の堤防につきましても、あの堤防につきましては50年に一度の洪水に耐えられる、そういったものを想定した堤防であると聞いております。ですから、その数値、頻度が全然かみ合わないというふうに考えるわけでありまして、先ほど答弁でありましたように、そのようなおそれがある場合、早く住民の皆さんに避難勧告や避難指示を出して、基本は自助であると。住民自らがそういう危険を認識して、避難をしていただく。その避難を促すという、そういうことにならうかと思ひますが、よりやはり現実に沿ったようなマップをつくるのであれば、つくってほしいというふうに思ひます。

この質問におきましては、私は防災・減災という、そういう観点で一応質問をしたつもりであります。災害はいつ起こるか分からないということを想定して、住民の皆さんに寄り添った政策を村として行うことは当然であります。

常日ごろから村長は言っておられます。舟橋村に住んでよかったと思われる村づくりをしたいと。これは村長が村長になられたときで、私が議員になったとき、話をしたときに言われた言葉であり、私も同感であります。二元代表制という、そういう関係の中でお互いに切磋琢磨して、緊張感を持って住民のために、この舟橋村に住んでよかったと思われる村づくりに励んでいきたいということ。これは今後も基本として変わらぬ姿

勢を貰っていただきたいというふうに思います。

そこで、この防災・減災について関連であります。昨年9月の議会で、私は公共トイレの件についても申し上げました。公共トイレの実態を、私、調査いたしまして、和式の便器が非常に多いと。狭いトイレブースの中に和式便器が非常に多い現実がありました。

高齢者の皆さんから、いや、そういうところにしゃがみ込むと、立ち上がれないんだという、そういう切実な思いを聞いておりまして、そのときに質問をさせていただきましたんですが、これについては、残念ながら新年度予算には見込まれておりません。お金がないという、そういう理由が主であります。しかし村長にも一応そういうところに入って、5分ほどしゃがみ込んで、何もなくて立ち上がることの大変さというのを体験していただきたいんですが、これは高齢になった方々の切実なる思いであるということ、あわせてお伝えしておきたいというふうに思います。

舟橋会館におきましても、トイレの洋式化ということについても要望が上がっておりますが、これも防災・減災という関連で、そういう認識もあるということをお伝えしておきます。

それから、特別職報酬審議委員会の件であります。

この審議委員会というのは、地方自治法で定められておりまして、村長の附属機関として公的に認められている組織であります。村の条例にも、特別職報酬審議委員会に関する条例も一応定められております。

この委員会は、外部からの利害関係や圧力に制約されず、委員の自由な審議に基づく独立した意思決定機関であります。

これまでの委員会審議は、公開されることなく秘密裏に行われてきましたが、今回、委員の方々の氏名が審議結果とともに新聞報道されました。このことについて、皆さん、驚かれたところではありますが、今後はこれを公表する方針に変わったのだろうというふうな推測をしている次第です。

この舟橋村の条例を見ましても、委員会の審議内容を公表はしないと記載されておられませんので、公表されても何ら問題はないものと理解しております。

この特別職報酬審議委員会では、学識経験者を交え、村長が任命した複数の委員さんで構成されておりまして、これまで村長から諮問についていろいろと審議されてきたと思います。

その中で、これまでも議員報酬について審議されてきたわけではありますが、審議をされるということは、議会や議員についてのあるべき姿なども審議されてきたと考えています。

その審議内容につきましては、この委員会は公的機関でありますので、議事録を公表することも何ら問題はないと私は考えます。また、議会のほうでも、今後の議会、住民に寄り添った、住民のための議会としてどのように改革を図っていくかということを経験してきておりますが、その議事録を議会のほうにも資料提供いただければ、より議会改革につながる。議会のほうも、その内容を真摯に受けとめて参考にさせていただくことがより議会改革につながるのではないかなというふうな思いを持っております。資料提供いただくということは、いかがでしょうか。

次に、議員報酬について、私の所見を述べさせていただきます。

村長も、議員報酬につきましては、非常に高所から温かい目を持って、周りの14市町に比べて同じような、何というか、責任、役割を担っていくということにおいてどうなのかということを考えられたというふうに述べられました。

それについては非常に感謝するものでありますが、議員には提案された議案を住民の側に立って、是々非々に基づいた判断が求められます。その判断には、当然議員には責任が伴います。ですから、議会で議決された議案の説明責任は、判断を下した議会や議員が負うべきものであり、住民への説明責任は議員が担うべきものと考えます。

議員の多くは、議案の多くは村の将来を左右する事件であり、村長がよく言われる、慎重審議をよろしく願いますというのは、議員に責任を持って議決をして、住民の皆さんへも説明をしっかりとしてほしいという意味合いだと私は考えております。

さらに言うと、議会として議決したものを、議員が住民への説明責任を果たし、行政の事業執行状況をしっかりと監視、チェックを行い、自分たちの判断した案件が確実に履行されることの是非を見極めるという、そういうことだと思います。住民から付託された責任をそのことによって果たすことになり、それが議員報酬だというふうに考えます。

ですから、議員は住民から付託された大きな責任に対する評価や真価が問われるというのが選挙であり、この4月にその選挙があるわけです。その判断がどう下されるかわかりませんが、住民の皆さんにも関心を持って選挙に対してほしいというふうに思っております。

最後に結論として、議員報酬とは、議員が村の将来を左右する議案に対して与えられた権限を行使し、適切な判断による議決を行うことに対するもの、そして議決した事業が適切に遂行されるかどうか、行政を監視、チェックすることに対するものであるというのが私の考えであるということを表明させていただきました。

そして、その責任は村長の責任にも匹敵するものであり、それが二元代表制の意味であると私は考えております。

この特別職の報酬条例案が今議会に提案されておりますが、議決に際しては、よく考えまして、議決に臨みたいと考えております。

以上、私の質問を締めくくります。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（川崎和夫君） 回答を求めますか。

○7番（竹島貴行君） 多分回答は出てこないだろうと、これについては。ただ、一応検討はしていただきたいと。

〔「立ちって言わんにゃあかんねか、さ、座っておらんと。そういう場じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○7番（竹島貴行君） 検討は十分に行っていただきたいというふうに考えております。

そこで何か追加で答弁できるものがあれば、答弁していただきたいというふうに思います。ないのであれば、結構です。

○議長（川崎和夫君） そうしたら、再質問ではなくして、自分の意見として述べたと。そういうことでいいですね。

○7番（竹島貴行君） はい。ただ……。

じゃ、いいですか。

○議長（川崎和夫君） はい。

○7番（竹島貴行君） ハザードマップにつきましては、多分その千年に一度という、そういう違和感を感じるということ。これは当局も同じく感じておられるんだろうと。

私は、もっと実態に合った、この舟橋村の状況に応じた、そういうハザードマップを作成してほしいというふうに申し上げたわけです。それについて、じゃ、そのようにしますとかという答弁がいただければと思います。

あと、まあ……。

はい、以上であります。

○議長（川崎和夫君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 竹島議員のご質問にお答えします。

ハザードマップにつきましては、いろいろご指摘はございましたけれども、前回のハザードマップについて、舟橋村の部分が小さくて見づらいというご指摘もいただきました。

今回、作成するに当たりましては、そのへんも十分考慮いたしまして、住民の皆様に見やすくわかりやすい物をつくりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、答弁とさせていただきます。